令和７年度スポーツ振興くじ助成 配分基準

「令和７年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択する。

１　基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「ＰＲ協力」の項目ごとに３段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「ＰＲ協力」「会計処理」の項目ごとに３段階評価を行う。

各項目における評価得点の合計で「得点が９割を超えた団体はＳ評価（助成対象額の１００％）」「４割を超え９割以下の得点があった団体はA評価（助成対象額の８０％）」「得点が４割以下の団体は不採択」とする。

２　事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準による。

（１）スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業以外）

申請１年目の団体は、Ｓ・Ａいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の７０％とする。

（２）スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）

車両要件を満たすマイクロバス単体の購入事業であることから、助成対象額どおりとする。

（３）ドーピング検査推進事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（４）スポーツ仲裁等事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（５）スポーツ指導者海外研修事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（６）大学スポーツガバナンス強化事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（７）スポーツ国際貢献・協力活動事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（８）国際競技大会開催助成

総合競技大会、閣議了解された競技大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（９）国民スポーツ大会冬季大会の競技会開催支援事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。